

掲載内容

第1章 病氣・けが

第1 子どもの医療

- 生まれた子どもが未熟児だったとき
- 子どもが医療を受けるとき
- ひとり親家庭の子どもが医療を受けるとき
- 障害のある子どもが医療を受けるとき
- 身体の障害を治すために子どもが手術を受けるとき
- 小児がんなどの難病治療を受けるとき

第2 低所得者の医療

- 収入がなく医療費が支払えないとき
- 生活保護受給者が医療を受けるとき
- 行旅人が救護され、病氣やけがで治療を受けるとき

第3 高齢者の医療

- 高齢者が医療費の窓口負担をすとき
- 65歳以上75歳未満で一定の障害を持つ患者が医療を受けるとき
- 高齢患者の高額医療費が支払えないとき

第4 障害者の医療

- 障害者に対する医療制度や医療費助成制度について知りたいとき
- 精神科病院へ入院が必要なき
- 精神科病院への入院や処遇に納得がいけないとき
- 精神科病院を退院してからのリハビリテーションを受けたいとき(精神科デイケアを利用したいとき)
- 退院して地域で暮らしたいとき
- 看護師等に家庭訪問をしてもらいたいとき
- 交通事故の後遺症で高次脳機能障害と診断されたとき

第5 外国人の医療

- 日本に3か月以上滞在している外国人が医療を受けるとき

第6 特殊な医療

- 指定難病の治療を受けるとき
- 特定疾患(重度障害や神経難病)で治療を受けるとき
- 不妊治療を受けるとき

第7 高額療養費等

- 医療費が高額なとき(70歳未満)
- 一時的・緊急的に病氣やけがで移動が困難なとき

第2章 障害

第1 障害者手帳の交付

- 身体機能に障害があるとき
- 知的機能に障害があるとき
- 精神機能に障害があるとき

第2 障害に関する相談窓口

- 障害に関する相談をしたいとき

第3 障害者自立支援サービス・障害者支援施設

- 障害児を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害児(18歳未満)を対象とした入所支援サービスを利用したいとき
- 障害児(18歳未満)を対象とした居宅支援サービスを利用したいとき
- 障害児を対象とした教育制度を利用したいとき
- 障害者を対象とした居住サービスを利用したいとき
- 障害者を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害者を対象とした日中活動を利用したいとき
- 障害者が受けられる日常生活用具の給付内容を知りたいとき
- 車椅子などの補装具を利用したいとき
- 障害児に発達に関する訓練を行うとき

第4 年金・手当

- 障害者(児)が受給できる年金・手当を知りたいとき
- 国民年金に任意加入していなかった期間に一定の障害状態になったとき

第5 減免措置等

- 障害者に対する税金の減額や免除について知りたいとき
- 障害者が利用できる公共料金等の減免について、どのようなものがあるか知りたいとき
- 障害者が利用できる交通機関の割引制度の内容を知りたいとき

第3章 介護

第1 介護保険の適用

- 介護保険対象者が要介護認定を受けてサービスを利用するとき
- 生活保護受給者に介護が必要になったとき
- 身体状況が変わるなど、要介護状態区分を変更したいとき
- 認定結果や介護保険料などに不服があるとき

第2 介護保険料

- 介護保険料を滞納したとき
- 生計困難で介護保険料の減額が必要なき
- 災害などで介護保険料を一時的に支払えないとき

第3 利用料

- 利用者負担額について知りたいとき
- 介護サービスの利用者負担額が高額になったとき
- 介護保険利用料の軽減が必要なき
- 災害などで介護保険利用料の減免が必要なき

第4 在宅介護

- 要介護認定を受けて在宅で介護サービスを利用するとき
- 要介護認定を受けて介護サービスを利用するとき
- 要介護認定を受けて「非該当」と判定されたが、サービスを利用したいとき
- 第三者の行為(交通事故・傷害等)の後遺症で、介護サービスを利用するとき
- 車いすや歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保険の場合)
- 歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保険以外の場合)
- 自宅で生活するために住宅を改修するとき(介護保険の場合)
- 自宅で生活するために住宅を改修するとき(介護保険以外(自立支援)の場合)

第5 施設介護

- 在宅生活に支障があり、機能回復目的で一定期間入所するとき
- 介護が必要のため長期入所するとき
- 介護と医療行為を受けることができる施設に入院するとき
- 介護認定を受けていないが生活に不安があるため高齢者専用施設に入所するとき
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)に入居後、介護が必要になったとき
- サービス付き高齢者向け住宅に入居後、介護が必要になったとき

第6 事業者情報・サービス評価・苦情

- 介護サービス事業者の詳細を知りたいとき
- 施設が客観的に見てどう評価されているかを知りたいとき
- 介護サービス事業者に不満があるとき

第4章 生活

第1 貧困・困窮

- 生活が困窮しており生活費を確保したいとき
- 貧困・困窮からの自立について相談したいとき
- 生活保護受給者等が死亡したとき

第2 権利擁護

- 法的トラブルについて相談したいとき
- 契約関係のトラブルが起こり相談したいとき
- 成年後見制度に関する相談をしたいとき
- 判断能力が十分でない者への支援を受けたいとき
- 高齢者への虐待が疑われるとき
- 障害者への虐待が疑われるとき
- 虐待されている児童を発見したとき
- 障害者施設内で虐待が疑われるとき
- 児童福祉施設内等で虐待が疑われるとき
- 認知症の親が受診を拒否しているとき

第3 年金・手当

- 国民年金に加入していた自営業者が一定年齢に達したとき
- 会社員や公務員が一定年齢に達したとき
- 国民年金加入者が加入中に死亡したとき
- 厚生年金加入者が加入中に死亡したとき

第4 住まい

- 生活保護受給者が住居を借りるとき
- ひとり親家庭等が住居を借りるとき
- 住居がなく不安定な就労を強いられる若者等が住まいを探したいとき
- 障害者を対象とした住まいを探したいとき
- 高齢者を対象とした住まいを探したいとき
- 民間賃貸住宅に入居する際に、身元保証人が不在で入居が困難なとき
- 自己所有の不動産を担保に生活資金を借りたいとき
- 有料老人ホーム(住宅型)を利用したいとき
- サービス付き高齢者向け住宅を利用したいとき
- シルバーハウジング(高齢者向け公営賃貸住宅)を利用したいとき

第5 就労支援

- ひとり親家庭及び寡婦の就業支援が必要なき
- 子どもへの就労支援が必要なき
- 生活保護受給者が就労しようとするとき
- 高齢者が就労について相談できる機関を知りたいとき
- 高齢者の就労について職業訓練を受けたいとき
- 高齢者が仕事に従事したいとき
- 障害者の就労について相談できる機関を知りたいとき
- 障害者の就職後の定着支援を受けたいとき

第6 路上生活者(ホームレス)支援

- 路上生活(ホームレス)からの自立について相談したいとき

第7 自殺予防

- 生きていくのがつらい人に応対するとき

第8 戦傷病者

- 戦傷病者が援護を受けるとき

第5章 出産・子育て・婦人保護

第1 出産支援

- 妊娠したとき
- 出産したとき
- 出産費用が支払えないとき
- 生活保護受給者が出産するとき
- 産前産後に身の回りの世話や育児の相談をしたいとき
- 乳幼児の健康診査を受けるとき
- 新生児の異常、感染等を調べる検査を受けたいとき
- 予防接種を受けたいとき

第2 子育て支援

- 乳幼児等の子育てサービスを受けたいとき
- 子どもを育てるための手当を受けたいとき
- ひとり親家庭が経済的支援を必要とするとき
- ひとり親家庭が生活資金を必要とするとき
- ひとり親家庭の日常生活支援が必要なき
- 保育所等に子どもを預けたいとき
- 放課後の児童を対象にしたサービスを利用したいとき
- ひとり親家庭で子育ての悩みや育児相談をしたいとき

第3 就学支援

- 生活保護受給世帯の子どもが就学するとき
- ひとり親家庭の子どもが就学を希望するとき
- 学校生活と就学への支援を受けたいとき

第4 子ども・家庭支援施設

- 子どもの養育が困難なとき
- 親(親権者)がいけないとき
- 親権の停止や喪失を申請するとき
- 里親になりたいとき

第5 婦人保護

- 配偶者等から暴力(DV)を受けたとき
- 女性の自立援助について相談したいとき

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

福祉・医療関係 相談支援マニュアル

編集

福祉・医療相談支援研究会

代表 千葉 喜久也(東京有明医療大学教授)



相談内容に応じて適切な助言をするために!!

◆現場のニーズに基づくケース設定!

子ども、障害者、高齢者、生活困窮者などに関し、相談支援の現場で想定されるケースを豊富に設定しています。

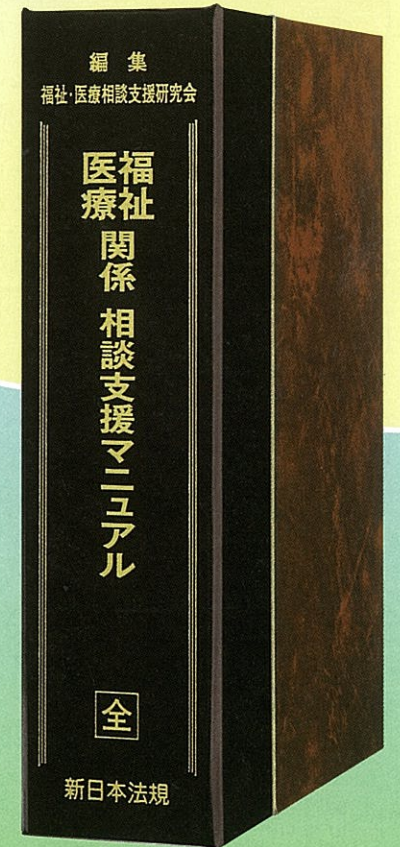
◆相談内容に沿った選択肢がすぐわかる!

ケースごとに、利用できる制度・サービス等を冒頭に列挙していますので、相談内容に沿った選択肢を効率的に示すことができます。

◆各制度等をコンパクトに解説!

制度・サービス等の概要を簡潔に解説し、申請方法や利用手順などを表形式で示しています。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
 E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁776頁
 定価8,800円(本体8,000円)送料570円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バンダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
 法律出版社ならではの情報を発信



第7 高額療養費等

case

○医療費が高額なとき (70歳未満)

利用できる制度

- 1 高額療養費制度の利用
- 2 高額療養費限度額の適用
- 3 高額療養費受領委任払の利用
- 4 高額医療費貸付金制度の利用
- 5 高額介護合算制度の利用

ポイント

- ① ②は治療前に利用します。②を利用しない場合、①を治療後に利用します。①の利用時に④も利用できますが、医療機関の承諾が必要と合もあります。
- ② ①を受ける権利は、診療を受けた月の翌月初日から2年ですので以内であれば、さかのぼって申請することができます(健保193、国保)
- ③ 保険料の滞納があると、③④を利用できない場合があります。
- ④ 介護保険を利用している場合は、金額次第で⑤も利用できます。

解説

① 高額療養費制度の利用

1か月(暦月単位で、その月の1日～末日にかかった費用)に医療機関に金額が一定の自己負担限度額(後掲<参考>1参照)を超えた場合、超えた額が自己負担上限額を超えない範囲で、自己負担額が自己負担上限額になる場合は合算できます。保険外負担分(差額ベッド代、ト費用等)や入院時の食事負担額等は対象外です。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

case

○障害者を対象とした日中活動を利用したいとき

利用できる制度

- 1 療養介護の利用
- 2 生活介護の利用
- 3 自立訓練(生活訓練)の利用
- 4 自立訓練(機能訓練)の利用
- 5 就労移行支援の利用
- 6 就労継続支援A型(雇用型)の利用
- 7 就労継続支援B型(非雇用型)の利用
- 8 地域活動支援センターの利用

ポイント

- ① 上記制度を利用するときは、事前に援護の実施主体である各市区町村、利用を希望するサービス提供事業所と十分に話し合うことが大切です。
- ② 従来の入所施設は施設完結型で1日単位のサービスを提供していましたが、現在は夜間の「居住支援」を行う事業と「日中活動支援」を行う事業にサービスが明確に区分されています。日中活動のイメージは、後掲<参考>1を参照してください。
- ③ 制度を利用できる対象者やサービス内容等は、後掲<参考>2～4を参照してください。
- ④ 50歳未満の就労経験のない者は、就労移行支援事業所のアセスメント評価がなければ、⑦を利用できません。

解説

① 療養介護の利用

療養介護では、医療及び常時介護を必要としている障害を有する者

機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。対象となる者は、障害支援区分が6であり筋萎縮性側索硬化症(ALS)等により気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を受けている者、障害支援区分5以上であり筋ジストロフィー又は重症心身障害を有する者です。このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

申請書類	介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書
添付書類	① 療育手帳(愛の手帳)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 ② 対象疾患に罹患していることが分かる証明書(診断書又は特定疾患医療受給者証等) ③ 個人番号カード(又は通知カード及び本人確認書類)
申請先	住所地の市区町村の障害福祉担当窓口
利用手順	① 住所地の市区町村の障害福祉担当窓口へ介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書を提出します。 ② サービス利用意向調査及び勘案事項調査を実施後、サービス決定通知書が届きます。 ③ 利用を希望する事業所へ障害福祉サービス受給者証及び利用申込書を提出して、利用契約を締結します。
関係法令等	障害支援5⑥・20①、障害支援規2の2・2の3・7、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平18・10・31障発)

第4 子ども・家庭支援施設

case

○子どもの養育が困難なとき

利用できる制度

- 1 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)の利用
- 2 一時保護の相談
- 3 児童福祉施設への入所相談
- 4 母子生活支援施設の利用

ポイント

- ① ①の実施施設は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育ファミリーホーム等です。利用料について費用負担があります。
- ② ②の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導ですが、緊急保護でも虐待等から子どもの安全を確保し適切な保護を図ることが、重要になっています。児童虐待対応においては、保護者や子どもの同意がなく子どもの安全の確保等が必要な場合には、一時保護を躊躇なく行う必要があります。
- ③ ③について、施設入所等の措置は親権者等の意に反するときにはとができないとされています。しかし、保護者とその児童を虐待しその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその福祉を害する場合は、家庭裁判所の承認を得て、親権者等の意に反し児童を児童福祉施設等に措置することができます。
- ④ ④は、児童福祉施設では唯一、母親と子どもたちが一緒に入所できる施設です。
- ⑤ 児童福祉施設に入所する場合には、保護者の所得に応じて費用の負担があります。

② 一時保護の相談

児童相談所長等は、必要と認める場合に児童を一時保護、又は警察署、児童福祉施設等に一時保護を委託することができます。必要な場合は、置き去り、保護者の病氣・逮捕・家出、保護者による虐待など、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要がある場合、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要があります。児童の行動観察が必要な場合及び短期入所指導が必要な場合です。

一時保護の実施に当たっては、事前に保護者や児童の同意を得ることとされていますが、同意が得られない場合でも、子どもの安全確保のため一時保護が必要と判断した場合には、児童相談所は保護者や子どもの意に反しても職権で一時保護できるとされています。特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ること、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきであるとされています。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1 23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

③ 児童福祉施設への入所相談

児童相談所は、相談を受けた児童について、調査の結果必要がある児童等を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所施設短期治療施設(平成29年4月1日からは、名称が「児童心理治療施設」若しくは児童自立支援施設に入所させることとされています。

平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育が第一であり、保護者と、家庭養育が困難又は不適当な場合には家庭と同様の環境における養育がなされ、施設措置よりも養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託をすることが必要とされました。また、特に就学前の乳幼児は原則として養子ファミリーホームへの委託を原則とすることが通知で示されました。

申請書類	児童福祉施設、養育里親入所承諾書
添付書類	① 住民票 ② 健康保険証 ③ 児童手当受給用の銀行通帳 ④ 転学関係書類 ⑤ 保護者の前年度の課税証明書等
相談先	児童の住所地を管轄する児童相談所
利用手順	① 必要に応じて、児童が一時保護されます。 ② 児童相談所による各種調査が行われます。 ③ 入所が決定されます。
関係法令等	児福3の2・27①三・27の2・28、児童福祉法等の一部を改正の公布について(平28・6・3雇児発0603第1)

④ 母子生活支援施設の利用

母子生活支援施設は、配偶者のない女性又はこれに準ずる事情がある女性とその養育すべき児童(18歳未満)について十分な養育ができない場合に、母で保護する施設です。施設では、一定の期間自立に向けた生活支援、就労支援、保育・養育支援、保育園への送迎支援等を行います。入所に当たり、施設見学を行うことも有益です。

<参考>

1 母子生活支援施設の利用者負担金表(平11・4・30発児86)

税額等による階層区分		徴収金基準
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含みます。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給給付受給世帯	0円
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯(A階層に属する世帯を除きます。)	1,100円
C1	当該年度分の市町村民税の課税世帯(A階層又はD階層に属する世帯を除きます。)	均等割の額のみ 所得割の額のある世帯
C2	当該年度分の市町村民税の課税世帯(A階層又はD階層に属する世帯を除きます。)	